

佐伯デマンドバス（中道・栗栖線、区域運行）の運行区間延長について

1 案の内容

佐伯デマンドバス（中道・栗栖線）の運行区間延長を実施する。なお、営業区域外での乗降は不可である。

2 案の理由

デマンドバス利用者から玖島分れ周辺の商業施設まで運行区間延長の要望があった。運行事業者と協議の結果、2キロの延長で5分運行時間が延びることとなるが、運行管理上、運転者の勤務時間にも問題なく、現状の交通資源の範囲内で運行が可能であると判断したため。

3 改正の内容

第2便の起終点を玖島分れ周辺の商業施設まで運行区間を延長する。

4 改正時刻表（案）

	現行	
	1 便	2 便
中道	8:50	10:45
栗栖	9:10	11:05
さいきC	9:25	11:20
十王堂	9:29	11:24
マックスバリュ	—	11:30

⇒

	変更	
	1 便	2 便
中道	8:50	10:45
栗栖	9:10	11:05
さいきC	9:25	11:20
十王堂	9:29	11:24
マックスバリュ	—	11:30
ジュンテンドー	—	11:35

	現行		
	1 便	2 便	3 便
マックスバリュ	—	12:10	—
十王堂	9:50	12:16	14:16
さいきC	9:54	12:20	14:20
栗栖	10:09	12:35	14:35
中道	10:29	12:55	14:55

⇒

	変更		
	1 便	2 便	3 便
ジュンテンドー	—	12:05	—
マックスバリュ	—	12:10	—
十王堂	9:50	12:16	14:16
さいきC	9:54	12:20	14:20
栗栖	10:09	12:35	14:35
中道	10:29	12:55	14:55

5 運賃

この度の運行区間延長において、運賃に変更はない。

6 運行区域図

別紙「佐伯デマンドバス（中道・栗栖線）運行区域図」のとおり

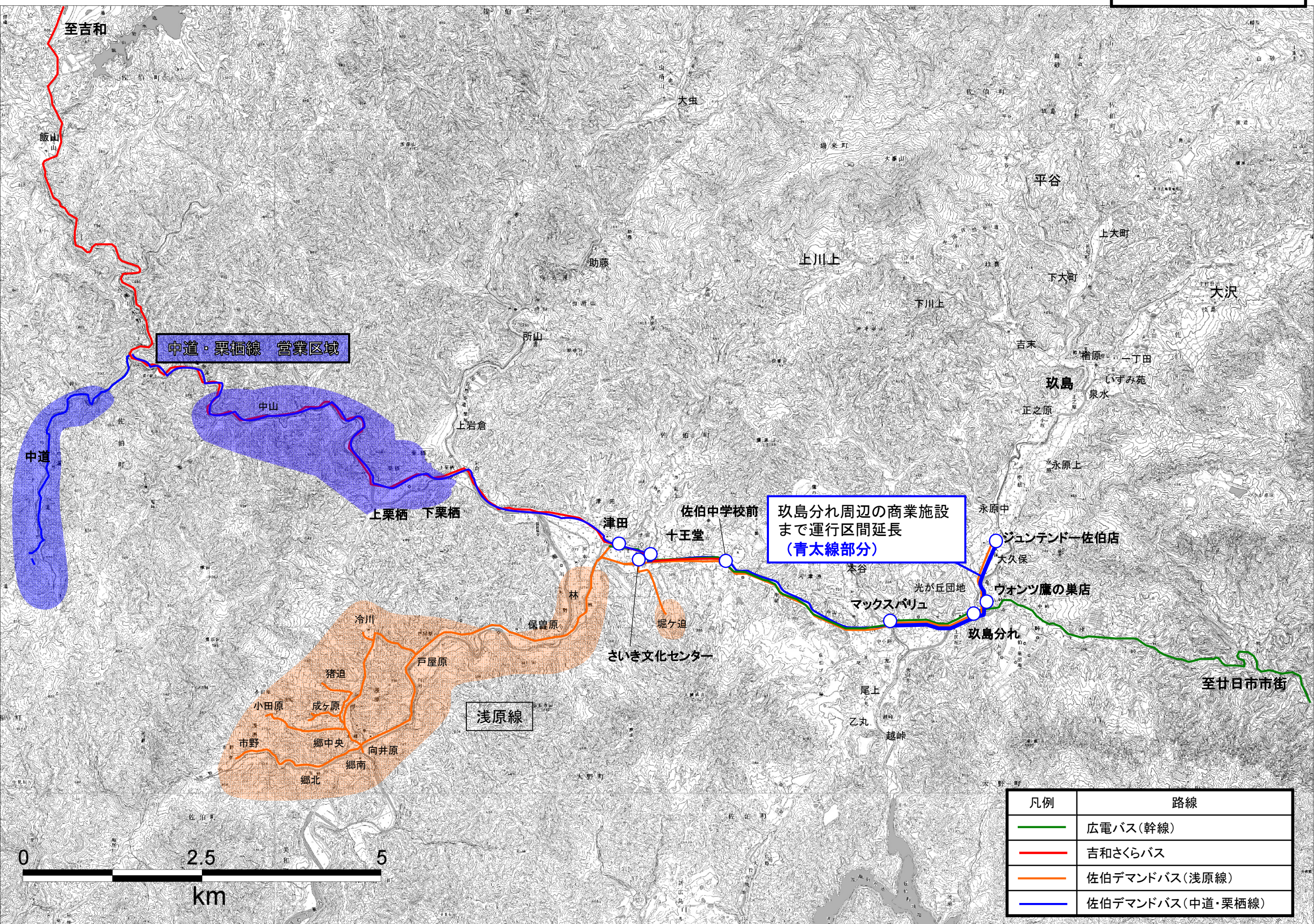
7 実施予定日

令和 8 年 1 0 月 1 日（木曜日）

8 その他

運行区間延長については、バス車内、バス停及び市ホームページにてお知らせを掲載し、周知を行う。

佐伯デマンドバス(中道・栗栖線) 運行区域図



凡例	路線
—	広電バス(幹線)
—	吉和さくらバス
—	佐伯デマンドバス(浅原線)
—	佐伯デマンドバス(中道・栗栖線)